

豊中市医療的ケア児支援連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するもの）（以下「医療的ケア児」という。）がどのライフステージにおいても、地域で主体的に生活できる環境整備を実施するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育を担当する機関が緊密な連携を図る豊中市医療的ケア児支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 医療的ケア児の支援に係る関係機関の連携の仕組みづくりに関すること。
- (2) 医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整及び情報共有に関すること。
- (3) 医療的ケア児の支援に係る方策に関すること。
- (4) その他医療的ケア児の支援に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議の委員は、別表に定める各構成機関に属する実務担当者をもって構成する。

- 2 連絡会議には、前項に規定する委員のほか、必要に応じて意見を聞くオブザーバーを置くことができる。

(関係者の出席)

第4条 連絡会議は、必要と認めるときは、前条各項に規定する委員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局及び会議の運営)

第5条 連絡会議の運営は、事務局であるこども未来部こども相談課において行う。

(秘密の保持)

第6条 第3条各項に規定する委員及びオブザーバーは、連絡会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、連絡会議について必要な事項は、別で定める。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から実施する。

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

豊中市訪問看護ステーション連絡会	
豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会	
豊中市障害児通所支援事業者連絡会	
豊中市障害相談支援ネットワークえん	
豊中市障害者相談支援センター	
大阪府立箕面支援学校	
豊中市福祉部	障害福祉課
豊中市健康医療部	母子保健課
豊中市こども未来部	こども事業課
	こども相談課
市立豊中病院	地域医療連携室
豊中市教育委員会事務局	児童生徒課
	学び育ち支援課